

知らなかったでは済みません！！

主任技術者又は監理技術者の適正な配置について

建設工事の安全かつ適正な施工を確保するためには、元請下請の別にかかわらず、技術者が常時継続的に現場に置かれていることが必要です。

各工事現場に置かれる技術者は、職務を適正に遂行できる範囲においては、他の工事現場の技術者を兼ねることも想定されますが、公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、工事目的物の品質の確保を徹底する必要があるため、他現場との兼務を禁止しています。【別表1参照】

専任が求められる工事とは？

主任技術者又は監理技術者の現場専任が求められる工事は、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」で工事一件の請負金額が2,500万円以上（建築一式工事は5,000万円）以上のものと定められています。《建設業法第26条第3項》

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」には、発注者が公的機関ではない、いわゆる民間工事が含まれており、個人住宅を除くほとんどの工事がその対象となっています。【別表2参照】

「工事現場ごとに専任」するとは？

専任とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味します。

専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に担当する建設工事の現場に置かれていなければなりません。

下請工事であっても主任技術者の専任が必要

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事（再下請負した工事があるときは、当該工事を含む。）の施工期間とされています。

「営業所の専任技術者」は、専任を要する現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意してください！！

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、所属営業所の近隣工事の主任技術者等との兼務が前述の職務を適正に遂行できる範囲で可能な場合には現場の技術者となることもできますが、近隣工事であっても工事現場への専任を要する工事の主任技術者等と兼務することはできません。

上記の事項に違反した場合は、建設業法に基づく監督処分の対象となりますのでご注意ください。

【別表 1】 他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼務

区 分		他の建設工事		
		公共性のある重要な工事		左記以外の工事
		請負代金の額 * 2,500 万円未満	請負代金の額 * 2,500 万円以上	
現在の建設工事	重要な工事 公共性のある	請負代金の額 * 2,500 万円未満		×
		請負代金の額 * 2,500 万円以上	×	×
	上記以外の工事			×

「 」は現在の建設工事における主任技術者又は監理技術者が、他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と兼務できる場合をいう。できない場合は「 × 」で表示。

* 「請負代金の額 2,500 万円」については、建築一式工事の場合は「請負代金 5,000 万円」と読み替える。

【別表 2】 公共性のある施設若しくは工作物

又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事

- 1 国又は地方公共団体が発注者である施設又は工作物に関する工事
- 2 以下に掲げるものに関する工事（民間工事を含む）
 - (1) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
 - (2) 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設）
 - (3) ガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設）
 - (4) 石油パイプライン事業法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設
 - (5) 電気通信事業法第 2 条第 5 項に規定する電気通信事業者が同条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設
 - (6) 放送法第 2 条第 3 号の 2 に規定する放送事業者が同条第 1 号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）
 - (7) 学校、図書館、美術館、博物館又は展示場
 - (8) 社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設
 - (9) 病院又は診療所
 - (10) 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設
 - (11) 熱供給事業法第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
 - (12) 集会場又は公会堂
 - (13) 市場又は百貨店
 - (14) 事務所
 - (15) ホテル又は旅館
 - (16) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
 - (17) 公衆浴場
 - (18) 興行場又はダンスホール
 - (19) 神社、寺院又は教会
 - (20) 工場、ドック又は倉庫
 - (21) 展望塔